

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を採取しないこと等を求める意見書

先の大戦における沖縄戦では、一般住民を巻き込んだ凄惨な地上戦が行われ、特に沖縄本島南部地域は激戦地となり、数多くの尊い命が失われた。

このことから、同地域は、戦争の悲惨さ、平和の尊さを確認し、20万人余りの戦没者の霊を慰めることなどを目的に、戦跡としての性格を有する我が国唯一の国定公園として「沖縄戦跡国定公園」に指定されている。この公園内に整備された平和祈念公園内の「平和の礎」には、2022年6月現在、24万1,686名の氏名が刻銘され、このうち日田市出身者をはじめ、大分県出身者1,491名の氏名も刻まれている。

同地域では、沖縄戦戦没者の遺骨等が残されていることから、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づき、国の責務として戦没者の遺骨収集を積極的に行い慰霊することが求められており、沖縄本土復帰50年を迎えた今日においても、遺骨の収集が国と沖縄県さらには遺骨収集ボランティアによって進められている。

この沖縄戦跡国定公園を含む糸満市や八重瀬町の山野の土砂が、辺野古新基地建設の海域埋め立てに使用される可能性が指摘されているが、多くの遺骨等が残されている土砂を採取し、埋め立て等に使用することは人道上許されるものではない。

なお、このことは辺野古新基地建設に当たっての議論と混同してはならない。よって、国においては、下記の事項を実現することを強く要望する。

記

1. 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を採取しないこと。
2. 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を遵守し、政府主体で戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月20日

日 田 市 議 会